

【事案 2019-123】 契約無効請求

- ・令和 2 年 7 月 8 日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 2019-122]の申立人の配偶者である。

＜事案の概要＞

募集人らから虚偽の説明を受けたことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

平成 27 年 11 月に契約した終身保険（契約①）、家族収入保険（契約②）、入院保険（契約③）について、本来希望していたのは契約②であったが、契約締結の際、募集人およびその上司である営業所長から、3 つの保険はセットで販売するものと説明されたため、契約①③にも加入せざるを得なかつたが、虚偽の説明であったので、契約を無効とし既払込保険料を返還してほしい。

＜保険会社の主張＞

募集人らは、申立人の主張する虚偽の説明は行っていないので、既払込保険料の返還に応じることはできない。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の事情を把握するため、申立人および申立人配偶者、ならびに募集人および上司である営業所長の事情聴取を行つた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人らが虚偽の説明を行つたとは認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 設計書の書式は、契約①②③が一体となっているものであり、保険契約を締結した経験が少ない加入希望者にとっては、3 つの契約がセットになって販売されているとの誤解を生ずる余地があるところ、申立人は外国人であり、日本の企業で働き、日本語の読み書きに關しては問題がないものの、日本の保険については不案内であることから、設計書の書式と相俟つて、募集人らの勧誘手法や説明方法が、申立人の誤解を招いた可能性がある。
- (2) 募集人らは、契約①②③の他、同日に申立人配偶者を契約者とする同タイプの 3 つの保険、申立人の子を契約者とする 2 つの保険を販売（年間合計保険料 40 万円超）しているが、当時の世帯年収（450 万円程度）からすると、保険料支払能力を十分に勘案しない募集行為であった。